

第10回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成24年4月10日

上富良野町農業委員会

第10回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成24年4月10日(火) 午前10時00分から午前10時45分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川 長見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	一色 悟	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	10	石橋 信次
11	富田 成一	12	青地 修	13	中瀬 実

4 欠席委員 1名 9番 岡和田 淳

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第2	報告第1号	農地法第4条の諮問の答申について
日程第3	報告第2号	農地法第5条の諮問の答申について
日程第4	諮問第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	議案第1号	農用地利用集積計画の作成について
日程第6	議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第7	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第8	議案第4号	平成23年度上富良野町農地賃貸借情報の公開について

7 農業委員会事務局職員・説明員

農業委員会事務局	局長	菊池 哲雄	主任	長谷川 千晃
----------	----	-------	----	--------

8 会議の概要

開会（午前10時00分）

（着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より第10回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
10番 石橋 信次 委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。
ただいまの出席委員は、12名であります。
定数に達しておりますので、これより第10回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 **日程第1 会議録署名委員の指名**は、会議規則第13条第2項により議長において、5番 舘尾 雄治 君、6番 井村 悦丈 君を指名いたします。

議長 **日程第2 報告第1号「農地法第4条の諮問の答申について」**の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定及び同法第5条に基づき青地職務代理を議長とし、議事を進めます。

青地代理 農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により
13番 中瀬委員の退席を求めます。

（中瀬委員退席）

事務局より、報告第1号の説明をいたします。「事務局」

事務局 「報告第1号朗読」

青地代理 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」

青地代理 発言がなければ、報告第1号を終わります。

青地代理 13番 中瀬委員の退席を解きます。
(中瀬委員着席)

議長 日程第3 報告第2号「農地法第5条の諮問の答申について」の件を議題といたします。

事務局より、報告第2号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 「報告第2号朗読」

議長 報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議長 日程第4 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。

事務局より、報告第3号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 「報告第3号朗読」

議長 報告第3号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第3号を終わります。

議 長

日程第5 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。

事務局より、諮問第1号の説明をいたします。 「事務局」

事務局

諮問第1号について、ご説明いたします。

〇〇地区農用地利用改善事業実施組合 外1組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権4件、賃貸借権2件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成24年4月10日提出 上富良野町長 向山 富夫。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧願います。

以下、内容を朗読いたします。 「諮問第1号朗読」

議 長

諮問第1号 所1番、2番、3番、賃1番について、提案に関する補足説明をお願いします。 1番 長谷川 委員。

長谷川委員

3月8日午前10時より、〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が〇〇会館で開かれ、売買3件、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。所1番、2番、3番、出し手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは、ご夫婦ですすでに離農して賃貸借していた農地を再処分で売買するものです。

会議には、息子さんの〇〇さんが代理で出席しました。

所1番、2番、受け手の〇〇〇〇さんは、賃貸借していた農地を取得し規模拡大をするものです。所在地は、町道〇〇〇支線道路と西〇〇線道路の南西側に面しているところです。価格は、田(10a当たり)3万5千円、畑(10a当たり)5万円となっております。

所3番、受け手の〇〇〇〇さんは規模拡大のため取得です。

所在地は、西〇〇線道路の面した、所1番の南側です。価格は、田10a当たり2万5千円、畑〇〇〇〇番2が10a当たり6万5千円です。

畑〇〇〇〇番1、6が、10a当たり2万5千円となっております。

賃1番、出し手の〇〇〇〇さんは賃貸借期間満了による再処分となります。所在地は、北〇〇号道路と西〇〇線が交差するところです。

受け手の〇〇〇〇さんは、賃借の継続です。価格は、畑10a当たり5千円、田は10a当たり4千円の10年間の契約となっております。慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、所1番、2番、3番、賃1番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、所1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所4番、賃2番について、提案に関する補足説明をお願いします。 7番 井村 昭次 委員。

井村昭次委員 3月27日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。所4番、出し手の〇〇〇〇さんは、現在離農していて相続した農地を売却するものです。受け手の〇〇〇〇さんは、規模拡大のため取得するものです。所在地につきましては、西〇線の北〇〇号道路と〇〇〇〇〇〇川の間にある田です。価格に追きましては、10a当たり8万円です。続きまして、賃2番、出し手の〇〇〇〇さんは賃貸借期間満了による再処分です。受け手の〇〇〇〇さんは、賃借の継続です。所在地は、北〇〇号西道路と西〇線〇〇道路に接しています。価格につきましては、畑10a当たり1,500円です。慎重審議よろしくお願いたします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、所4番、賃2番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、所4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第1号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 有限会社○○○○について審議を求める。平成24年4月10日提出
上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。
以下、内容を朗読いたします。

議 長 議案第1号1番について、提案に関する補足説明をお願いします。
11番 富田 成一 委員。

富田委員 11番 富田です。1番について、補足説明をいたします。○○○さんは、○○○○の役員です。賃貸借を解約して、経営合理化にため法人に売買するものです。所在地は、○○さん自宅周辺、北○○号西道路と西○線道路の隣接地、北○○号と北○○号の間で西○線北道路に接している3か所でございます。売買価格は、10aあたり約6万2千円ということでございます。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号1番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第2号「農法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第2号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった転用計画者 ○○○○ ほか1件について審議を求めます。平成24年4月10日提出
上富良野町農業委員会会長 中瀬実。
許可申請の2件は、農業振興地域内の農用地ですが、農業用施設建設のため用途変更をする農地です。
審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。
以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議 長 議案第2号1番について、提案に関する補足説明を願います。
6番 井村悦丈 委員。

井村悦丈委員 6番 井村です。1番について補足説明いたします。所在地ですが、道々○○○○○○○道路と○○○○○○○○○川の間にある、○○さんの自宅前の農地です。転用の経過ですが、農業機械の大型化と作業機械の増加により、格納庫、作業スペースが必要となったことから施設整備するものです。慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号1番を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号2番について、提案に関する補足説明を願います。
8番 杉本 委員。

杉本委員 8番 杉本です。2番について補足説明いたします。所在地ですけれども、国道と北〇〇号道路の交差するところです。
旭川に向かって行って、〇〇〇公園を下ったところの土地です。〇〇さんの自宅横の農地です。転用の経過ですけれども、機械の大型化と作業機械の増加により、格納庫、作業スペースが必要となったことから施設整備するものです。慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号2番を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第3号「平成23年度上富良野町農地賃貸借情報の公開について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第3号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日）に締結された賃貸借における賃貸借料水準（10aあたり）の公開について審議を求める。

平成24年4月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

議 長 議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。

「事務局長」

事務局長 議案第3号について補足説明いたします。別紙資料の上富良野町賃貸借情報の公開についてをご覧いただきたいと思います。平成23年中に行われました賃貸借、田15件、畑39件の平均額は、10a当たりの賃貸額の合計を件数で割ったものです。最高、最低の額は除いたもので平均額を出しています。3頁、4頁に田畑それぞれに10aあたりの単価が出ております。この単価を合計して、件数で割り返したものが、平均単価ということで今回載せています。4頁には、過去3年間の平均の数値を載せてございます。上段は、賃貸借料の10a当たりの単価の合計を件数で割った平均額を載せています。下の欄には、実際の賃貸借の合計金額を面積の合計で割ったものの数値を載せてございます。平成23年度、田の面積217,940㎡、価格は93万3392円となっています。それを面積で割ったものが、4,283円となっています。畑は、面積合計1,375,923㎡、価格の合計3,387,763円ということで、割り返しますと2,462円となっております。公表する賃貸借料平均額は、単価の合計を件数で割ったものを公表することになっていますので、上段の数値が公表するものです。下段の数値は、参考としてご覧いただきたいと思います。以上です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

白井委員 件数が多くなると単価が下がるのは、どういうことでしょうか。

議 長 その年で、単価の高いところが出れば上がるし、低いところが出れば下がるということということで、その年の土地の出方で変わるものと考えます。ほかに、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第3号を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第10回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告3件、諮問1件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午前 10時 46分

上記第10回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成24年4月10日

上富良野町農業委員会 中瀬 実 ⑩

上富良野町農業委員 舘尾 雄治 ⑩

上富良野町農業委員 井村 悦丈 ⑩